

平成25年金融商品取引法の改正に伴う「取引参加者規程」等の一部改正について

平成26年 3月25日
株式会社名古屋証券取引所

・改正趣旨

今回の改正は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第45号）において、公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応として、インサイダー取引規制について会社関係者による情報伝達・取引推奨行為に対する規制が導入されることを踏まえ、上場会社及び取引参加者に管理体制の整備を求めることとし、「取引参加者規程」等の一部改正を行うものです。

・改正概要

1. 内部者取引等の未然防止に向けた体制整備

- ・上場会社は、上場会社の役職員による未公表の重要事実等の情報伝達行為等を未然防止する体制の整備に努めるものとし、
- ・取引参加者は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るため必要かつ適切な管理体制を整備するものとします。

2. 取引所への報告事項の追加

取引参加者は、行政官庁、金融商品取引業協会等の処分により改善策等を報告した場合には、その内容を取引所に報告するものとします。

3. その他

その他所要の改正を行います。

（備 考）

- ・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第45条
- ・取引参加者規程第26条の5

- ・取引参加者規程施行規則第14条

・施行日

平成26年4月1日から施行します。

以 上